平成２７年度
久喜市住宅用エネルギーシステム
設置費補助金

【申請の手引き】

【問合せ】
久喜市役所　環境課
〒３４６－８５０１　久喜市下早見８５－３
（電　話）０４８０－２２－１１１１
（ＦＡＸ）０４８０－２２－９３６４

久喜市では、石油代替エネルギーや省エネルギー機器を積極的に導入することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、市民の環境保全意識を高めるため、太陽光発電等の住宅用エネルギーシステムの設置費の一部を助成しています。

この助成を希望される方は、「久喜市住宅エネルギーシステム設置費補助金交付要綱（各条件の詳細は、本要綱をご確認ください）」と、この「申請の手引き」を参考に、申請の手続きをしてください。

１．申請のできる方

〇次のいずれかに該当する方が対象となります。

- 申請者が所有し、自ら居住する市内の住宅の屋根等にシステムを設置する方
- 市内に自ら居住するための住宅を新築し、当該住宅にシステムを設置する方
- 市内に存するシステムが設置された建売住宅を自ら居住するために購入する方

〇その他、次の条件を全て備えた方が対象となります。

- 過去にこの補助金（平成２６年度以前は太陽光のみ）の交付を受けていない
- 申請者及び申請者と生計を一にする方が、市税（国民健康保険税を含む）を滞納していない
- 実績報告書の提出時に、久喜市に住民票がある

（注意）

- 平成２８年３月１８日（金）午後５時までに、久喜市役所、環境課に、必要書類の全てを添付した実績報告書を提出いただけない場合は、補助金は交付できません。
- 工事請負契約書の契約日が平成２７年３月３１日以前の方は、補助の対象外です。（工事請負契約書の契約日が平成２７年４月１日以降の方が補助の対象となります。）
- 集合住宅、および法人は、補助の対象外です。
- 併用住宅に居住する方の場合は、当該住宅の住宅部分の床面積が総床面積の２分の１以上であるものに限ります。）

２．補助対象となるシステム

この補助金の対象となるシステムは、次のもののうち、未使用のものです。

なお、別々のシステムを複数選択し、申請することが可能です。

（１）住宅用太陽光発電システム

○太陽光を太陽電池を用いて直接的に電力に変換するシステム
○住宅の屋根又は屋上への設置に適しているもの
○自ら、**電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結**（太陽光発電システムによる発電量のうち当該住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるよう当該太陽光発電システムを商用電力と連結させていることをいう。）を締結している
○**電力会社と電灯契約**（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結している
○太陽電池容量（日本工業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。）が**１０キロワット未満**のもの

（２）太陽熱利用システム

○太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用する、集熱器と貯湯槽が一体型のシステム。または、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯や空調に利用するシステムで、集熱器及び蓄熱槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステム

（３）家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

○ガス等から燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステム

（４）自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

○自然冷媒（ＣＯ２等）を使用する、空気熱源方式のヒートポンプ式給湯機

（５）家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（エコウィル）

○ガスを燃料とするガスエンジンにおいて発電し、発電時に発生する排熱を、給湯等に利用するガス発電給湯暖房システム

（６）潜熱回収型ガス給湯器及びハイブリッド給湯器（エコジョーズ等）

○潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器、またはこれとヒートポンプ式を組み合わせた給湯器

（７）定置型リチウムイオン蓄電池

○再生可能エネルギーにより発電した電力、または夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる装置

（8）家庭用エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）

〇省エネ機器や家電などをネットワーク化し、エネルギー使用量を管理・制御できる装置

３．補助対象となる経費

システムの購入及び設置に係る経費（消費税を除く）の一部に充てるため補助金を交付します。

４．補助の内容

補助対象機器	補助金の額
太陽光発電システム	６０，０００円
太陽熱利用システム	４０，０００円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	５０，０００円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	３０，０００円
家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（エコウィル）	４０，０００円
潜熱回収型ガス給湯器及びハイブリッド給湯器（エコジョーズ等）	３０，０００円
定置型リチウムイオン蓄電池	３０，０００円
家庭用エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）	２０，０００円

※補助対象機器の**購入及び設置に係る経費がこの表に示す額に満たない場合は、補助の対象外**となりますので、ご注意ください。

５．申請の受付期間・予算額

補助金の交付を希望する方は、下記の受付期間内で、「交付申請書」（様式第１号）に必要書類を添付の上、環境課窓口で、直接申請してください。

必要書類を全て添付していただけない場合は、受け付けません。

受付期間終了後、補助対象者を決定し、「交付・不交付決定通知書」（様式第２号）により通知します。

受付期間	予算額（千円）
平成２７年４月１３日（月） ～ 平成２７年１２月２５日（金）	９，６５０

※受付期間内に申請のあった額が予算額を上回った場合は、期間終了後に、申請者全員を対象に公開抽選を行い、補助対象者を決定します。

※**申請受付後は**、交付の決定を待たず、システムの設置を**着工していただいて構いません。**

※当補助金に関する手続きは、**久喜市役所本庁舎の環境課のみ**で行います。**菖蒲・栗橋・鷲宮総合支所の環境経済課では、申請・実績報告を受理できません**ので、ご注意ください。

公開抽選日時（予定）	会場（予定）
平成２８年１月８日（金） ９時３０分～１１時３０分	公文書館　第３会議室

※公開抽選の日時や会場を変更する場合は、市のホームページでお知らせします。

※公開抽選は、必ずしも出席いただく必要はありません。

※抽選を行う場合、申請書の受付番号（複数のシステムを申請した場合、１システムごとに番号を振ります。）が抽選番号となりますので、**複数のシステムを申請いただいたても、全てのシステムが補助対象とならない場合があります。**

６．交付・不交付決定

受付期間終了後、抽選の結果により、申請されたシステムごとに補助金を交付する、または交付しない事を決定し、「交付・不交付決定通知書（様式第２号）」により通知します。

７．その他の注意事項

・平成２７年度補助事業に係る様式は、平成２７年度に限り有効です。
・申請書は、環境課窓口に、直接提出してください。
・交付・不交付決定通知書により「補助金を交付する」となった方は、市のホームページ（http://cms.city.kuki.lg.jp/kurashi/kankyo_animal/hojokin/taiyoko.html）を確認の上、速やかに実績報告・請求の手続きをお願いします。

８．交付決定後にシステムの設置を変更・中止する場合

７による交付決定の後で、システムの設置する内容を変更する場合や、システムの設置を中止する場合は、「変更等承認申請書」（様式第３号）に必要書類を添付の上、**環境課窓口に直接提出**してください。

９．補助金実績報告の方法

上記２から６により、補助対象者となった方（６の交付・不交付決定通知書で「補助金を交付する」となった方）は、補助対象となったシステムの設置完了後直ちに、「実績報告書」（様式第４号）に必要書類を添付の上、環境課窓口に、直接提出してください。

必要書類を全て添付していただけない場合は、受け付けません。

【提出期限：平成２８年３月１８日（金）午後５時】

１０．補助金額の確定

提出書類の審査により、交付すべき補助金の額を確定し、「確定通知書（様式第５号）」により通知します。

１１．補助金の請求

「補助金確定通知書」を受領しましたら、確定した補助金額等を「請求書（様式第６号）」に記入し、環境課に提出してください。

補助金は、請求書に記載された、申請者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

【提出期限：平成２８年３月３１日（木）午後５時】

※請求書のみ、郵送での提出も可能です（必着、提出にかかる費用は申請者の負担になります）。

※特に郵送の場合、押印を忘れずにお願いします（認印可）。

１２．発電量等の報告

補助金の交付を受けた方は、設置した年度の翌年度の４月から１年間（半年に１回・計２回）、補助の対象となったシステムについて、下記のとおり報告をお願いいたします。

（１）太陽光発電システムについて

「定期報告書（太陽光）」に下記のデータを記載

・毎月の発電量

・毎月の売電量

・毎月の買電量

※通常、太陽光発電システムと一緒に設置したモニターに、毎月の発電量などが記録されます。（モニターに記録された発生電力量の確認方法は、取扱説明書でご確認いただくか、メーカー等にお問合せください。）

※売買電力量は、モニターで確認できない場合のみ、電力会社からの検針票に記載されている数字を、定期報告書に記載してください。

（２）太陽光以外のシステムについて

「定期報告書（その他）」に下記のデータを記載

・毎月の電気使用量

・毎月のガス使用量

※それぞれの領収書や請求書を確認し、数値を記入してください。

（１）、（２）とも、半年分を記載いただきましたごとに、環境課窓口に直接、または、ＦＡＸ・郵送・Ｅメールにより環境課へ、ご提出ください。

なお、提出にかかる費用は報告者の負担になります。

（注意）

・定期報告書の提出がない場合、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。

１３．設置後の管理

補助金の交付を受けて設置したシステムは、耐用年数の間は適切に管理してください。

また、同期間内にシステムの処分や譲渡などをする場合は、事前に環境課までご連絡をお願いします。

○平成２７年度「久喜市住宅用エネルギーシステム設置費補助金」手続きの流れ

以下の表の番号順に手続きを行います。

番号	手続き	提出する様式	添付書類等
1	交付申請 （窓口）	**交付申請書** （様式第１号）	①設置**場所の案内図（地図）** ②**設置見取り図** ③経費の**内訳が分かる契約書**（申請時点で**契約していない場合は見積書**） ④設備・機器の規格等が判別できる**カタログ等の写し** ⑤その他市長が必要と認める書類
2	受付期間の終了・抽選 受付期間：平成２７年４月１３日（月）～１２月２５日（金） 抽選日　：平成２８年１月　８日（金）		
3	交付・ 不交付決定	なし	**抽選終了後（抽選を行わない場合は受付期間終了後）**、市から「交付・不交付決定通知書（様式第２号）」が送付されます。
4	実績報告 （窓口）	**実績報告書** （様式第４号）	①**領収書の写し** ②設置状況の写真（**設置前、設置中、設置後の写真、各１枚**） ③**電力受給契約申込書の写し**（**太陽光発電システムが補助の対象となった場合のみ**） ④その他市長が必要と認める書類
5	交付額確定	なし	実績報告書の審査後、市から「交付額確定通知書（様式第４号）」が送付されます。
6	請求 （窓口・郵送のいずれか）	**請求書** （様式第６号）	なし
7	補助金の交付		
8	定期報告 （窓口・郵送・ＦＡＸ・メールのいずれか）	各システムの「定期報告書」	**※設置した翌年度の４月から、毎月、データを記録**し、**半年に１度、１年間の計２回、環境課へ提出**してください。

※４の「実績報告書」は、必要書類を全て添付して、
平成２８年３月１８日（金）までに環境課窓口で提出してください。

※申請をした後で、設置するシステムの**変更がある場合**や、システムの**設置を中止した場合**は、**交付決定後に、「変更等承認申請書」（様式第３号）および添付書類を提出**してください。